

# 野生山菜の取扱いに注意

福島県におきましては、農産物の放射性物質モニタリング検査を行っており、その結果、食品中の基準値（100Bq/kg）を超える放射性セシウムが含まれることが確認された農産物については、国・県から出荷・摂取の制限や自粛が要請されているところでもあります。

今般、食品中の放射性セシウムの基準値を超過した山菜が、福島県内の直売所で販売されるという事案が発生しました。

つきましては、野生山菜類の出荷等に関しまして、下記事項に十分にご留意くださいますようお願いいたします。

## 記

生産者、直売所や小売店等の販売業者、卸売市場等の集出荷事業者及び加工業者は

1. 出荷等を差し控えるよう要請している品目及び地域について、県や市のホームページ等で常に最新の情報を確認すること。
2. 野生山菜を受け入れる際は、生産地（都道府県・市町村・地域）を必ず確認し、出荷等を差し控えるよう要請している品目や生産地が不明な品目の受け入れは行わないこと。
3. 野生山菜を含む生鮮食品について、食品衛生法に基づき名称、原産地を表示するとともに、取引先、入荷量、販売量等を記録・管理すること。なお、原産地については、出荷管理上、市町村名まで正確に記載すること。
4. 県外産の野生山菜等を受け入れる際は、産地県の定める方法に基づき安全が確認されており、出荷が可能な品目であることを確認すること。なお、疑問等がある場合には、受け入れを行う前に、相双農林事務所森林林業部に連絡し、指導を受けること。

### 問い合わせ先

福島県相双農林事務所森林林業部（TEL：0244-26-4304）

南相馬市経済部農政課（TEL：0244-24-5261）